

下榎交流センターだより

編集 日野町下榎交流センター
〒689-4526 日野町下榎157番地1
電話：72-1191 (FAX兼)
E-mail：rinpokan@town.tottori-hino.lg.jp

令和8年度西部地区隣保館協議会総会及び研修会に参加して思うこと

下榎交流センター生活相談員 西村一成

4月27日、南部町富有まんてんホールで総会・研修会が行われました。

総会では各議事が滞り無く承認されました。研修会では、インターネット社会におけるネットモニタリングの重要性、鳥取県の新しい人権条例についての説明を受けました。

また総会に先立ち来賓の方より挨拶があり、その中のお話が大変印象に残りましたので、ご紹介します。

「皆さんは、埼玉県の本年度予算がどれくらいご存じでしょうか。約2兆5千億円です。では、東京都の本年度の福祉・子育て予算はどうでしょうか。約2兆円です」

私はこの数字を聞き、ひとつの県の一般会計予算と東京都の福祉・子育て関連の予算がほぼ同規模であることに驚きました。人口規模の違いはあるものの、格差がひろがっていることを実感する数字でした。

近年は、物価高騰や収入格差の拡大により生活に不安を抱える方も増えています。また、経済的な問題だけでなく、人との関わりの減少による孤立も大きな課題となっています。そのよ

うな中で交流センター（隣保館）は相談活動や地域交流、各種講座などを通じて、人と人との繋がりを支えています。地域の中で「困った時に相談出来る場所」「安心して集える場所」があることは、大変重要であると改めて感じました。

今回の総会・研修会を通じて、人権侵害がインターネットに潜んだり、格差社会が進む時代だからこそ、隣保館活動の果たす役割はますます大きくなっていることを学ぶ機会となりました。



《部落解放月間》

鳥取県では、7月10日～8月9日を「部落解放月間」とし、皆さんが同和問題を正しく理解し、認識を深めてもらうため、啓発活動を行っています。

町では、「点検！！人権尊重のコミュニケーション」と題したパネルを展示します。

【展示期間・場所（予定）】

- ▶ 7月10日～18日 場所 / 町図書館
- ▶ 7月18日～31日 場所 / 下榎交流センター
- ▶ 7月31日～8月10日 場所 / 町公民館

パネル展示にあわせて、期間中「令和8年度 部落解放・人権尊重標語」の掲示を行います。



農業委員会だより No.118

農業者年金について紹介します

60歳未満の農業従事者（年間60日以上）ならどなたでも加入できる年金制度なので、他の年金制度に加入されておられない方は、ぜひご検討ください。

POINT 01

農業者なら広く加入できる

60歳未満の農業従事者（年間60日以上）なら加入可能

POINT 02

少子高齢時代に強い確定拠出型の年金

自分の積立と運用益が将来の年金受取額となる設計

POINT 03

保険料は自由に決められる

経営状況に応じていつでも変更可能

POINT 04

終身年金

80歳前に亡くなった場合は死亡一時金あり

POINT 05

税制面で大きな優遇

支払保険料は全額社会保険料控除対象

POINT 06

保険料の国庫補助

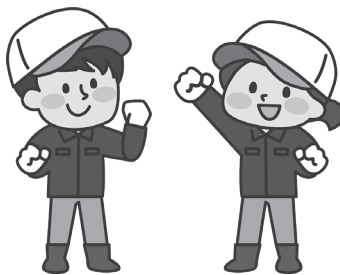
認定農業者等は保険料の国庫補助で負担軽減

以下のとおり、農業経営者の方だけでなく、自営業との兼業農家の方なども、農業者年金に加入することが可能です。詳しくは、インターネットで「農業者年金」を検索、または農業委員会事務局までご相談ください。

農業経営者



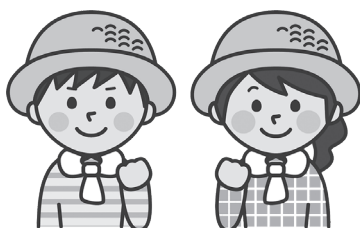
自営業との兼業農家



配偶者



後継者とその配偶者



農業従事者 農家のパート・アルバイト (国民年金第1号被保険者のみ)



農地を持たない畜産農業者・ 施設園芸農業者など

